

○与論町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例

令和6年12月9日条例第27号

与論町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、飼い猫の適正な飼養及び管理に関する事項を定めることにより、町民の動物愛護の意識を高めるとともに飼い猫の野生化及び放し飼いによる野生生物(以下「野生生物」という。)への被害を防止し、もって地域生活環境の向上並びに自然環境及び生態系の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主 ねこを所有し、又は飼養及び管理する者をいう。
- (2) 飼い猫 飼い主が所有し、又は飼養及び管理するねこをいう。
- (3) 繁殖制限 飼い猫の避妊手術、去勢手術その他の繁殖をできなくするための措置をいう。

(町の責務)

第3条 町は、関係行政機関、各種団体等と連携して、第1条の目的を達成するための施策を実施するものとする。

(飼い主の責務)

第4条 飼い主は、飼い猫の生態、習性及び生理を理解し、かつ、愛情をもって接するとともに、終生にわたり飼養及び管理するように努めなければならない。

- 2 飼い主は、飼い猫を適正に飼養及び管理することにより、健康及び安全を保持するとともに、飼い猫が飼い主以外の者に迷惑を及ぼすことのないようにしなければならない。
- 3 飼い主は、人と飼い猫と野生生物との共生に配慮しつつ、飼い猫が野生生物に害を加えることのないようにしなければならない。
- 4 飼い主は、飼い猫を室内で飼養及び管理し、屋外で飼い猫を放し飼いにしないように努めなければならない。
- 5 飼い主は、やむを得ず飼い猫を屋外で放し飼いにする場合には、繁殖制限の措置を講じなければならない。

(適正飼養及び管理並びに生活環境の保全)

第5条 飼い主は、次に掲げる事項を遵守し、地域の生活環境の向上と飼い猫の適正な飼養及び管理しなければならない。

- (1) 飼い猫に餌及び水を適正に与えること。
- (2) 飼い猫の疾病の予防や健康の保持に必要な措置を講ずること。
- (3) 飼い猫の糞便等を適正に処理し、悪臭又はノミ、ハエその他の衛生害虫の発生を防止すること。

(餌やりの禁止)

第6条 町内では、飼い猫以外のねこに対し、みだりに餌や水などを与えてはならない。

(遺棄の禁止)

第7条 飼い主は、飼い猫に責任を持って終生飼養及び管理し、遺棄してはならない。

(飼い猫の譲渡)

第8条 飼い主は、やむを得ず適正に飼い猫を継続して飼養及び管理することができなくなった場合においては、適正に飼養及び管理できる者に飼い猫を譲渡するよう努めなければならない。

(多頭飼養の制限)

第9条 飼い主は、飼い猫(生後90日以内のものを除く。)を5匹以上飼養し、又は保管してはならない。ただし、町長が許可した場合は、この限りではない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に許可の申請をしなければならない。

3 町長は、前項の申請に係る飼養等について、第4条、第5条、第6条及び第7条に規定する事項が遵守されているほか、飼い猫の健康及び安全の保持並びに周辺的生活環境及び生態系の保全に支障がないと認められる場合でなければ、第1項の許可をしてはならない。

4 町長は、第1項の許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく命令の規定又はこの条例に基づく処分に違反した場合は、その許可を取り消すことができる。

(報告及び調査)

第10条 町長は、この条例の施行に必要な範囲内において、飼い主その他の関係者に対し、飼い猫の飼養及び管理の状況について報告を求めることができる。

2 町長は、この条例の実施について必要があると認めるときは、調査のため必要な範囲内において、職員に関係のある場所に立入調査させ、又は関係者に聴取させることができる。

3 前項の場合において、立入調査をする職員は、身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指導、勧告及び命令)

第11条 町長は、第4条第1項、第2項及び第4項の規定を遵守していないと認められる者に対し、当該規定に従い、必要な措置をとるべきことを指導することができる。

2 町長は、第4条、第5条、第6条、第7条及び第9条第1項の規定に違反していると認められる者に対し、当該規定に従い、必要な措置をとるべきことを指導し、又は文書により勧告することができる。

3 町長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命じることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。